

○中村芳信委員長

それでは、ただいまから中山間地域・離島振興特別委員会を開催いたします。

今日は、お手元に示してありますように、島根地域半島振興計画の案について、それから島根県過疎地域持続的発展計画（素案）について、それからツキノワグマ対策について執行部から提出されておりますので、それを調査していただきたいと思っております。

その後、来年のことを言えば鬼が笑うかもしれませんが、実地調査について御相談申し上げたいと思うので、よろしく願いいたします。

それでは、所管事項の調査に入ります。

はじめに、本日出席の木次地域振興部長並びに山本農林水産部長から御挨拶を受けることにいたします。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長はじめ、委員の皆様方には、中山間地域・離島振興施策などに関しまして、平素より格別の御理解、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

本日、地域振興部のほうからは、先ほど委員長のほうからもお話がありましたとおり、2項目、島根地域半島振興計画の案と島根県過疎地域持続的発展計画の素案について御報告をさせていただきます。

このうち、半島振興計画につきましては、9月定例会の本委員会におきまして素案のほうを御報告させていただきました。その後、委員の皆様のほか、半島地域に関係する松江市、出雲市からいただいた御意見などを踏まえまして、計画の最終案を作成したところでございます。この後、御報告をさせていただきます。

また、過疎法に基づく後期の過疎方針につきましては、これまで本委員会の場でも御議論いただきまして、11月7日に総務大臣等の同意を得て確定したというところでございます。今後、この方針に基づきまして後期の過疎計画を策定する予定としておりまして、この委員会に都度お諮りをさせていただきながら、委員の皆様からの御意見を踏まえまして策定作業を進めていきたいと考えております。

本日は、県が実施する事業やK P Iを取りまとめた過疎計画の素案について御報告をさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

おはようございます。中村委員長、角副委員長をはじめ、委員の皆様、日頃から大変御指導、御支援いただきましてありがとうございます。

本日、農林水産部からは、ツキノワグマの対策について御報告いたします。先日、12月4日、益田市で今年度はじめての、1件目の熊による人身被害が発生いたしました。命に別状はないということで聞いております。発生以来、県は市、警察、猟友会と連携して、パトロールであったり注意喚起であったり、あるいはおりの設置、そして柿・誘引物の除去など進めてまいりましたが、引き続きこれについては取り組んでまいります。

今回の御報告は、熊出没等の全国と島根県の状況、そして、今年度の県の対策の実施状

況、国が11月14日に決定したクマ被害対策パッケージ、それについての県の今後の対応について御説明いたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

ありがとうございました。

それでは、本委員会に関係する項目につきまして、執行部から説明を受けます。

はじめに、島根地域半島地域振興計画（案）について、それから島根県過疎地域持続的発展計画（素案）の2項目につきまして、地域振興部から説明をお願いします。

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

それでは、地域振興部から2つの項目について御報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、1つ目の報告事項、島根地域半島振興計画の案について御説明いたします。半島振興計画につきましては、先ほども挨拶でございましたとおり、前回の委員会で素案を説明いたしまして御議論いただき、その後、パブリックコメントと、関係する松江市、出雲市への意見照会を行いました。パブリックコメントでの意見はありませんでしたが、県議会の皆様や市からの御意見を踏まえまして、本日、半島振興計画の案を御説明いたします。

まず、資料1ページ、1ポツには、市からの意見と、その意見に対する県の対応・考え方を整理しております。市からは6つの意見をいただいております。

最初の意見は、計画案1ページにあります地域の概況の中の島根半島・宍道湖中海ジオパークの説明につきまして、エリアが少し狭い表現となっておりますので、御意見を参考に、「島根半島を含め、松江市と出雲市全域をエリアとする『島根半島・宍道湖中海ジオパーク』」というふうに修正をいたします。

次に、計画案4ページの現状及び課題などの項目にあります「薬用人参」という表記につきまして、「雲州人参」とすべきではとの御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、「雲州人参」に修正をいたします。

次に、計画案8ページから9ページにあります交通ネットワークの整備に関する表記につきまして、道路施設の長寿命化のほか、計画案24ページにありますような道路橋梁施設の耐震機能強化についても記載してはどうかという御意見をいただきました。この御意見に対しまして、8ページから9ページは、一般的な振興策としての道路の整備・維持管理について記載しておりますが、一方で、24ページは、半島の防災対策としての橋梁耐震化などを記載しているものでありますので、計画本文は素案のとおりとしております。

資料をめくっていただきまして、2ページを御覧ください。次に、計画案11ページにあります国道の整備の項目で、境港出雲道路の整備につきまして、検討会が設置されたことを踏まえ、もう少し踏み込んだ表現にしてはどうかとの御意見をいただきました。この御意見を反映いたしまして、「『境港出雲道路』の一部である『松江北道路』の整備を推進するとともに、未着手区間の早期事業化を目指す」という表記に修正することといたします。

次に、計画案17ページ、商工業の振興の項目に、「松江市八束町のぼたん、花木」という表記がございますが、花木は削除してもよいのではないかと御意見をいただきました。御意見いただいたとおり、松江市八束町で栽培されている主な花木はボタンで、面積

の多くを占めておりますので、「花木」は削除いたします。

最後の意見となりますが、計画案24ページ以降にあります半島防災の推進の項目に關しまして、災害時の地下水利用に関する対策、取組などが県内の自治体で進んでいないこと、また、半島は道路の寸断により集落が孤立する可能性がありますので、災害時の地下水利用について半島振興計画に記載すべきではとの御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、半島防災の推進の項目に、水道施設が被災した場合、生活水の確保に支障が生じることから、関係市と連携し、地下水など災害時の用水確保に努める旨、追記することといたします。

続きまして、資料3ページ、2ポツの素案からの主な変更点であります。計画案を使って説明いたしますので、別冊資料1を御覧ください。主な変更箇所には下線を引いておりますが、先ほど説明いたしました市からの意見を踏まえ修正する箇所は除いて説明いたします。

まず、別冊資料1の28ページを御覧ください。第3、振興に関する目標及び達成状況の評価ですが、このたびの半島振興法改正を踏まえ、新たに追加した項目となります。半島の振興に関する目標を設定し、その達成状況を定期的に評価し、必要に応じ、計画及びこれに基づく施策の見直し、改善を行うこととしております。目標につきましては、災害が発生した際、地理的に不利な状況にある半島地域に特化したもの、半島振興計画ならではのものとして半島防災に係るハード面、ソフト面での指標を設定しております。法を所管する国土交通省からも通知がございましたが、県の国土強靱化計画で定める指標などとの整合も図っているところであります。

具体の目標は、いずれも半島地域内のものになりますが、県管理港湾の施設整備達成率、緊急輸送道路の落石等通行危険箇所整備率や橋梁耐震化率、また、土砂災害警戒区域内の24時間滞在型要配慮者利用施設及び地域の重要な避難所の保全率、県管理漁港の施設整備達成率、そして防災士資格者数、この6項目としております。6項目それぞれ令和11年度までの目標値を設定し、今後、この目標達成に向け施策を推進してまいります。

次に、主な変更点の最後となりますが、別冊資料1の29ページに直近の国勢調査の公表データである令和2年の数値を反映した島根半島の人口推移表を参考資料として追加しております。

以上が島根地域半島振興計画の案の概要でございます。計画は、本日の委員会での御議論を踏まえまして内容を確定し、国へ提出する予定としております。

続きまして、本体資料に戻っていただきまして、4ページをお願いいたします。報告事項2項目めの島根県過疎地域持続的発展計画の素案について御説明いたします。

まず、1ポツの計画の位置づけですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行から5年目を迎え、県の過疎地域持続的発展計画の前期5年が終了することに伴いまして、令和8年度から5か年の後期計画を策定するものでございます。前回の本委員会で報告いたしました後期の過疎方針は、11月7日付で国から同意を得ましたので、この後期の過疎方針に基づきまして前期の過疎計画策定以降の状況変化を反映しております。

なお、3つ目のポツにありますように、市町村におきましても今年度中にそれぞれ後期の過疎計画を策定し、その計画に基づき実施する事業につきましては、充当率100%、交付税措置率70%の過疎対策事業債の発行が認められるところでございます。

次に、2ポツの策定スケジュールです。本日、計画の素案を報告し御議論いただいた後、パブリックコメントを実施いたします。その後、御意見などを踏まえまして、2月定例会の本委員会で計画案を報告し、計画確定後に国へ提出する予定としております。

次に、3ポツの計画（素案）の構成ですが、御覧のとおり、前期計画を踏襲し14項目で構成しております。1番から12番目までは後期の過疎方針に定めた項目と同一となります。また、13番目と14番目につきましては、過疎計画に記載すべき項目として国から示されたものに合わせております。なお、別冊資料2-2は、参考として後期の過疎計画本文の新旧対照表をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

それでは、計画の主な内容につきまして、別冊資料2-1を使って御説明いたします。資料2-1の1ページを御覧ください。まず、1ポツの基本的事項の(2)目標ですが、後期計画の目標を設定するに当たりまして、1ページの下に米印にありますように、第2期島根創生計画を策定する際の島根県人口シミュレーション2025の推計方法を用いております。令和2年の国勢調査による過疎地域の人口を起点として、自然動態、社会移動についての前提条件を設定した上で将来人口を機械的に算出し、令和7年度から12年度までの人口増減率を推計しております。推計値はマイナス6.8%となっておりますが、前期計画同様、将来推計よりも縮小することを目標としまして、目標値はマイナス6.0%以下と設定いたしました。

基本目標以外にも、計画の項目2から12におきまして個別に目標をそれぞれ設定しておりますが、これは前期計画同様、島根創生計画のKPIを基本的に準用し、この後期計画におきましては第2期の島根創生計画のKPIとの整合を図っているところでございます。

次に、3ページ以降、項目2の人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進をはじめ、項目14まで、前期計画以降の状況の変化を反映しておりますが、国から同意を得ました後期の過疎方針の記載内容と整合を図っております。また、計画の項目ごとに事業計画として主な事業の名称と事業内容を記載しております。計画の目標を達成するために必要となる事業を中心に記載しておりますが、前期計画から追加した主な事業に絞って御説明いたします。

まず、11ページを御覧ください。ページ真ん中どころにありますしまねDX推進事業ですが、ステージに応じた支援を行うことにより、県内中小企業のデジタル技術導入に向けた動きを加速させ、競争力の維持・拡大を図るものでございます。

次に、13ページ、同じくデジタル関係の事業となりますが、デジタル戦略推進事業につきましては、ICTを利活用した地域の課題解決に向け、産官学民が連携したプラットフォームを整備するとともに、具体的な取組を実証事業として支援するものであります。

次に、15ページ、下から5つ目の地域生活交通の担い手確保促進事業につきましては、運転手の確保を図るため、運転手の処遇改善や人材育成に取り組む交通事業者などを支援するものであります。

次に、20ページ、下から3つ目の老人福祉施設整備事業につきましては、中山間地域・離島の介護サービス維持のため、高齢者施設の老朽化に伴う改築や再編に係る整備などを支援するものであります。

次に、26ページ、上から2つ目の中山間地域総合対策推進事業の人材育成の支援は、

人口減少、高齢化により担い手不足が深刻化する中山間地域におきまして、地域の担い手の育成や集落支援員への支援を実施するものであります。

最後に、27ページの地域内経済循環促進事業ですが、地域内における経済循環を促進するため、県民、生産者・事業者、行政で連携した取組を実施するものでございます。

ポイントを絞って説明いたしましたが、以上が島根県過疎地域持続的発展計画の素案でございます。委員の皆様からいただく御意見などを踏まえまして計画の策定を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

地域振興部からの報告事項2項目の説明は以上でございます。

○中村芳信委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑を受けることといたします。ただいまの説明に対しまして、質問、御意見等があればお願いをいたします。

野津委員。

○野津委員

すみません、3点ほどちょっと聞かせてください。

まず、1点目、過疎地域持続的発展計画について。過疎法の後期の計画になるということですが、本会議でも言いましたけども、前回の過疎法の延長のときも、みなし過疎が総務省の中ではなくるとか、そういう議論がありました。やっぱり次の5年後というのはそんなに簡単な状況じゃあないと思いますので、やっぱり5年ぐらいしっかりかけて、機運熟成とか、自治会とかいろんなものを通じて、そういう議論や火種がまた起こらないような要望活動などをしていただければなというふうに思っております。

2点目が、半島振興計画と過疎地域持続的発展計画で、今日は防災部から加本危機管理課長しか来られてないのであれなんですけども、これ、実はもう一個、原発特措法の30キロ圏内が入ってくると、この半島地域全部、安来、松江、雲南、出雲ら辺の地域に3つの網かけがかかってくるんです。実はこの原発特措法、今度2031年に法改正があつて、今の原発特措法の対象事業が拡充をする意向だということも、この前、内閣府のほうでもお話がありました。そうなってきたときに、半島振興法、ちょっとこの半島振興計画の、有利じゃないのであんまり使えないと思うんですけども、過疎と原発特措法の対象事業の拡充によっては、二重でどっちかいいほうを使えるってということにもなるんだろうと思います。逆に、2031年に向けて、この過疎計画や過疎の事業と原発特措法の結構整合性をちょっとまた合わせてもらって、なるべく有利な原発特措法の対象にしてほしいなと思いますので、今日も防災部、担当来てないと思うんですけども、また防災部のほうとお話をしてもらって、よくよくすり合わせして、2031年に向かってほしいなと思います。

3点目ですけども、過疎計画の中で、これはまだ載せるかどうかということはあるかも分かりませんが、二地域居住の推進ということがあるんだろうと思います。文章の中に載せるか載せないかということも分かりませんが、今現在のちょっと県内の状況等、市町村さんで今取組もうとしてるところがあるかということも、この3点だけお聞かせください。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

野津委員からは3点いただきまして、そのうちの1点目と2点目について私のほうからお答えをさせていただこうと思います。

まず、1点目につきましては、現行の過疎法、5年後に期限が来るということで、その見直しに向けた早いうちからの対応ということかと思えます。現行の過疎法につきましては、令和12年までの残り5年となっております。少し時間がありますようですが、前半5か年の終了年度でございますので、折り返しを迎えているというところでございます。先ほどもお話がございましたけども、9月定例会の代表質問で丸山知事も答弁されましたけども、過疎法は主な支援対象が市町村となりますので、県内市町村で構成する過疎対策協議会で今後どのような内容で要望していくのか、具体的に検討いただくことが必要だというふうにも思いますし、議員立法でもありますので、どのように働きかけていくかというのは国会情勢の変化なども踏まえまして検討も必要かと思えます。いずれにしましても、県内の過疎地域が衰退しないように、まずもって地方の一般財源総額の確保も必要です。2点目の質問とも絡むかなというふうに思いますが、いずれにしましても、先ほど申し上げました過疎対策協議会、県内の市町村としっかり連携をしながら、財源の確保、支援制度の拡充などなどに向けて要望していきたいというふうに思っております。

2点目のことにつきましては、半島振興法と、それから過疎法、原発特措法、この3つの法律、そして、支援措置について有利なものをというようなことかなと思えますが、今回計画ということで、それぞれに計画がございます。これは法律に基づく計画ですけども、これについては、それぞれの法の趣旨にのっとって計画は策定すべきかなというふうに思います。議員から御提案のあった財源措置については、また予算措置についてはより有利なもので対応していくということ、それはまさにそのとおりかなというふうに思いますので、この原発特措法の見直し、それから、今後の過疎法、新法になろうかと思えますけども、そういった動きなどもらみながら、県にとって、市町村にとって有利なものを選んでいくということに関係部局と連携しながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○中村芳信委員長

青木しまね暮らし推進課長

○青木しまね暮らし推進課長

3点目の二地域居住の市町村の取組の状況ということでございます。まず、二地域居住の促進につきましては、令和6年の5月に広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律というのが国のほうで一部改正をされております。通称二地域居住促進法と呼ばれておりますけども、11月から施行されておるところです。

法律の改正の中で3つポイントがございまして、1つ目が市町村における促進計画の策定、二地域居住者を支援する支援法人の指定、あと、地域における協議会の設立、こういったところも設けられたところです。

それを踏まえまして、現在の県内市町村の取組状況ですけども、5月に一度調査を行ったところ、3市町において計画の策定を検討しているという返答がございました。以後、2市町のほうからこれに関する相談は受けておりますので、今把握している範囲だと5市町において検討がされているという状況でございます。ただ、計画はされておりませんが、

例えば市町村の取組として、美郷町においては二地域居住アドバイザーという実践者の方を3名任命して取り組んでおられたり、二地域居住に関することでは、お試し住宅とかサテライトオフィスみたいな取組をそれぞれの市町村で取り組まれているところがございます。

現時点におきまして、二地域居住の定義といたしますか、どれぐらいの期間、どれぐらいの反復性、あと、どういった地域活動に携わってもらいかみたいな、あまり定義としてははっきりしたものがなく、そこら辺を含めて、進めていくに当たっては、まず市町村と地域のほうでしっかりどうした人を受け入れるのか、それをどう支えていくのか、それに対する行政サービスをどう提供していくのかということ議論する必要があるかなと思っております、まだそれには一定の時間はかかるかなと思っております。いずれにおきましても、そうした取組を進めていこうという市町村につきましては必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

2点、私のほうも質問したいと思います。過疎地域持続的発展計画の基本方針の中に、個々の市町村だけで解決できない分野があるということで、広域的な機能連携による機能の確保が必要というふうに書いてあります。私も以前、一般質問で取り上げさせてもらったのですが、小さな市町村なんかでは、技術職だとか民生とか福祉の分野のそういう資格者の確保が難しくなっている中で、なかなか確保が難しくなるんじゃないかなという懸念もあります。この32ページのところで、過疎地域市町村相互間の連絡調整に、県が連絡調整に努めるというふうな書き方があるのですが、この辺の具体的な取組がどうなのかなというところをちょっと教えていただきたいのと、そこにある過疎地域等政策支援員等の制度の活用ということで、どういう役割で今後そういった地域に入っていくのか分ければ教えていただきたいというのが1点。2点目が、半島振興の計画のほうですけども、何日か前の新聞に、県の漁港を統合、再編していくことに県が着手するという新聞の記事があったと思いますが、その辺の計画を踏まえた今の施設整備、県管理漁港の施設整備達成率のKPIなのか、反映しているのかという、方向性とこのKPIの数字の位置づけについて教えていただきたいんですけども。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長

○奥田中山間地域・離島振興課長

坪内委員から2点ほど質問いただきました。私のほうから1点目の過疎計画の市町村間の連絡調整、広域調整等々のところ、それから過疎地域等政策支援員のことについてお答えをさせていただこうと思っております。

いわゆる市町村域を超えた調整というところは、まさに国、県、市町村の役割の中で県が果たすべき役割、これは過疎計画に限らず全般的な施策、事業において果たすべき役割かなというふうに思っておりますので、それを改めて書かせていただいたということになります。その上で支援員がどういった役割を具体的にしているかということでございますが、実はこれは過疎地域等政策支援員ということで、これ、設置すると特別交付税の対象

になります。この過疎計画にのせて支援員を設置すると特別交付税の対象になるのですが、本県では、今年度から委託事業でこの支援員の制度を使わせていただいております。具体的には、特定地域づくり事業、この組合が全国トップレベルでございますけども、増えてきたことによって経営支援、経営相談、あるいは福利厚生制度、そういったことも含めまして相談が増えてきまして、それを中小企業団体中央会のほうに委託し、相談窓口を設置したり、あるいはアドバイスをしたりということで、その委託先の方が支援員という位置づけにいたしまして、この制度を活用させていただいてるところでございます。

○中村芳信委員長

横田農林水産部次長

○横田農林水産部次長（水産）

先ほど坪内委員からは、このたびの半島計画のK P I、漁港施設の整備率のところに、先日、新聞に掲載された漁港機能の統合・再編が反映されているかどうかという御質問だったと思います。

まず、私からは、このたび新聞に掲載された漁港機能の統合・再編の趣旨、県の考え方をまず先に御説明したいと思います。漁業者の数、それから、それに伴う漁船の数、これが双方減少ということは、もうずっとその傾向が続いていることを背景に、国のほうではこういうことをすべきではないかと、実は以前から提起されてきたところでございます。それを受けまして、県では、今年度、第2期と称した農林水産基本計画で、その方向性を改めて整理、位置づけをしたということでございまして、まだこれを具体的に、例えばこの漁港でそういうことをするかというのは全く白紙でございます。基本計画にも述べておりますが、地元の市町村をはじめ、漁業関係者の理解がないと進むことのできない取組であります。その取組をはじめたといいますか、そういう小さい港があるような市町村に、まずはお話を伺いに行ったというのが現状でございまして、いついつまでにどれだけ統合・再編するというのは決めておりません。先ほど言ったような市町村を対象に統合・再編のメリットとか、それから、その逆のデメリットも含めて丁寧に説明してまいりたいというふうに思っておりますので、このたびのこの計画へのK P Iには、もちろん反映はされてないというところでございます。以上です。

○中村芳信委員長

坪内委員。

○坪内委員

ありがとうございました。広域の自治体への支援ということで、今、特定地域づくり事業協同組合に委託するというお話がありました。特定地域づくり事業の取組ってというのは、ある分野に特化していることが多いんじゃないかなと思ひまして、この基本方針に書いてあるあらゆる分野のところ網羅できてないんじゃないかと認識を持っています。

それぞれの市町村が色々な問題を抱えておられて、自分の地域だけでは難しい課題もそれぞれ違うと思ひますし、果たしてその政策支援員さんを特定地域づくり事業協同組合に委託することで解決ができるのかってというのが、今の時点では結びつかないと思ひます。市町村が困っておられることに対して、しっかりと対応できるような動きをしていただきたいと。これから取り組む部分があるのかなと思ひますので、市町村とよく連携していただけたらなと思ひます。

漁港につきましては、今、御説明があったとおりに思うんですけど、一方で、漁港を再編して集約化していく中で、施設整備の数字が出ているので、その辺齟齬がないような形で進めていただけたらと思います。以上です。

○中村芳信委員長

 大国委員。

○大国委員

 半島振興計画、それから過疎のほうも、当然言うまでもなく非常に大事なもので、この間、人口動態の発表なんかもありましたけれども、人口減少が止まらない中で、いかにしてそういう困難な地域を日本で憲法で保障される生存権などがしっかり届いて、住み続けられる、住むことのできるように守っていくかっていうところは非常に大事だと思うんです。

 あんまり小さいこと言いたくないんですけども、一つ、いろいろ計画立てられて、先ほどからあったK P Iとかで数字、目標掲げられるんですけども、その目標を達成してもなおやはり厳しい状況があるということには変わらないと思って、今の社会の仕組み、政治情勢、経済制度含めて、今のままで、じゃあこの島根を含めて過疎地域、半島も含めてですけども、じゃあ持続可能な地域となり得るのかと、そういう社会なのかという点で、やはりいろいろ基から変えていかなきゃならないことはたくさんあるなというふうに思って聞いたところです。

 今日、議論したいのが、半島振興計画のところで、市町村の意見を踏まえてというところで、境港出雲道路、8の字ルートの踏み込んだ表現に改めるという説明があったところです。やはり公共事業の在り方の問題で、この間、災害が激甚化し頻発化する中で、島根でいうと人口が減少していく。災害の復旧に当たっても、いわゆるマンパワーが不足したり、公の部門でも技術者が不足していたりという点で、復旧さえも思うようにいかない。あるいは、通常の場合であっても、様々な維持管理ですよね、大規模なもの小規模なものも含めて、やはり住民の皆さんから出てくる様々な要望に応え切れてないっていうのが一つ現状であると思うんです。そういう中であって、いわゆる8の字ルートで、これは山陰道も含むものなんで、新規でいうと境港出雲道路の未事業区間の早期着手をということなんですけれども、大型公共事業をやると、公共事業そのもののパイっていうのはやっぱり限られてる中で新規のものをやると、やはり別のものを圧縮せざるを得ない、そういう関係にあると思うんです。

 率直に言って、私、ほぼ議会に来るときは、毎日国道431号、湖北線通って来ます。帰りも同じ道通って帰ります。当然、お金払って山陰道通れば早いんですけども、そんなに時間って、15分ぐらいしか変わらないので湖北線通りますけれども、時間帯にもよるんでしょうけれども、そんなにですね。ピーク時は当然混みますけれども、通常時に渋滞して困るということのはっきり言ってないんですよ。今、歩道整備とかやられている中で、改良が必要な部分は当然あるんですけども、現道の改良をまずしっかりやる。沿線にお住まいの皆さんの交通安全が確保される。もう立派な今でも幹線道路ですので、そこが円滑に通れるようになるというところの整備をきちっと私はやるべきだと思います。

 やっぱり新規事業をやると、そこに一定予算取られます。そうすると、災害対策で本当に必要なところに手が回らなくなるんじゃないか、人も含めてですね、やはりそういう懸

念が私あるわけなんです。最近よく言われるのは、道路の白線とか、そういう交通安全に関わるものの設備、整備が不十分ではないかという、本当にたくさんそういう声寄せられるんですよね。だから、大型新規というのは、これは抑制して、やはり防災・減災に資するもの、あるいは維持管理、修繕にしっかり対応できるような、そういう私は土木行政というのが本来の在り方ではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。以上です。

○中村芳信委員長

横尾土木部技監。

○横尾土木部技監

御指摘のあった境港出雲道路でございますけれども、今ちょうど自治体や、国と一緒に検討会のほうを立ち上げまして、アンケート等を取って今後の進め方を決めたいと思っております。境港出雲道路につきましては、まず大きな背景として、県のマンパワー不足でありますとか予算不足、そういったことがございますけれども、そういった背景を受けまして、今の県の思いとしては、国直轄事業で事業化をしていただきたいということを要望してございます。国の予算で、かつ国の人員を使ってやっていただけないかと、そういったことで先ほど議員のお話にあったような、県は県でやるべきこともございますので、そういったことを対応しながらやっていきたいと思っております。

また、湖北線のお話ございましたけれども、境港出雲道路は、非常に長い区間、美保関から出雲市内のほうまであるんですけれども、そういった区間の中でも、いきなり全部やるということは難しいと思っておりますので、優先順位をつけてやっていく必要があると思っております。そういった中で交通上の課題が大きいところ、そういったところが優先になるのかなと思っております。そういった中で、今、湖北線のお話、順調に流れてるんじゃないかというお話ございましたけれども、出雲市内であるとか、松江市内は実際混んでますので、今、松江北道路をやらせていただいておりますけれども、そういった沿線の交通上の課題、交通安全、渋滞、災害、防災の観点も含めて考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

大国委員。

○大国委員

個別な事業の具体的なところはそのとおりでと思うんですけれども、私が言いたいのは、やっぱり公共事業の在り方をどうするのか。今回、半島振興ですよ、それから過疎地域どうするのかという計画示されて、人口が減っていく中で、医療や介護、福祉の分野、当然ここはしっかり守っていかなきゃいけない。それから、ハード整備もそうでしょ。補修の必要な道路がなかなか補修されない、白線がなかなか引き直されない、災害対応どうするのかという様々な課題があるじゃないですか。別に技監がどうこうとかいうことではなくて、土木がどうこうということではなくて、やはり新規の事業をやるというところに、かなりの国のお金であれ、県のお金であれ、かなりの費用がかかるわけじゃないですか。全体で見たときに、あるいは土木行政の中で見たときにも、優先順位っていうのはやっぱりよく考えなきゃいけないんじゃないかということが私は今日言いたいなと思ったところでございますので、分かりますよね、以上でございます。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

1点だけ、過疎地域持続的発展計画の中の10番目、集落の維持、活性化、これが目的みたいなものですので、ここの中での取組の中で、確かに小さな拠点づくりとか、あるいはスモール・ビジネスへの支援、こういうのをやっていたらいいんですが、この目標KPIの中に、県産品を優先的に購入する意識が強くある県民の割合、地域内経済循環の促進事業の中で出てきてるわけです。これの数字が5年たって32%ですか、こういうレベルで地域の持続的発展をもう考えられない状況に来ていると思うんですね。

確かに時代は効率主義で、グローバル経済の中で、一番いいところから調達してきて、安ければそのほうが暮らしやすいみたいな感覚できたのが、それこそ地震に見られるように、地産地消、地消地産をしっかりと、まずはそこの地域で何とか生きていくっていうことを中心に据えないと、今後、暮らしにくくなるんじゃないかと私は予想しています。そういう中で、このKPIそのもの、地域のを消費して、地域でまず暮らしていくんだという意識がぱんと跳ね上がるような目標値を設定して、それに向かっていただきたいというのが1点と、この調査自体はどういうふうに調査をして、このことを確認していくのかということの2点を伺いたいです。地域内経済の循環という視点からここをさらに強めて、これは教育の問題にも関わってきます。消費者教育もそういった意識醸成というところに重きを置くべきでありましょうし、社会教育も同様だと思います。見解をお願いします。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

吉田委員からは、集落の維持、活性化のところの地域内経済循環促進事業に対応するKPIのことについて、今のこのKPIが低いではないかということで、これ叱咤激励と受け止めました。

実は、このKPIの設定につきましては、どういった形であるのがいいのかということで非常に悩んだところではあるんですけども、先に2問目のお答えをしますと、どういった形で調査をしたかというのは、この前の総務委員会のほうでも政策企画局のほうから報告をしておりますけども、県政世論調査、この結果に基づくものとなっております。ただ、基となる数字が今年度から数字を取りましたので、今までこういった項目がありませんでした。令和7年度から数字を拾っておりますので、平成30年ぐらいのときに1回やった数字を基にこれは設定をさせていただいたんですけども、その当時は「強くある」という答えが20%ぐらいありました。それを発射台にして、このKPIを設定させていただいたんですけども、実は先週報告されました世論調査の結果を見ますと、この令和7年度の様子は、意識が「強くある」とお答えになった県民の割合が11.6%ということで、非常に何年か前よりも低い状態にありました。今の物価高とか、それからコロナの影響もあったのかなというふうには思いますけども、そういったところも含めて現状も見ますと、この24%から32%という数字は決して低くない目標かなというふうに思っております。今の11.6%よりは3倍ぐらいになるような最終的には数字になっております。

ただ、設問の仕方にもよるのかなというところもありまして、この意識が強くあるとお答えになった方は11.6%だったんですが、あると答えた方も含めると約6割ございますので、ちょっとその辺の数字が今まで持ち合わせてなかったもんですから、そこら辺の考慮をしながら、今年から意識啓発の事業がスタートしたばかりですので、これから少しでもこの意識が上がっていくように事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

吉田委員。

○吉田委員

ありがとうございます。購入動機っていうのは、それぞれの考え方なんでしょうけども、いずれにしても、どういう地域をつくっていくかという観点からKPIを設定するのであれば、その理由もしっかりと理解いただけるように活動をして、より多くの方々がそうだよなっていう気持ちになるような支援の方法、あるいは調査の方法も含めて取り組んでいただきたいと思います。

○中村芳信委員長

原委員。

○原委員

ありがとうございます。私も過疎地域持続的発展計画について伺いたくて、まず島根県の過疎地域対策、あるいは中山間地域対策は、本当に非常に頑張っておられるなということを感じてまして、先日の現地調査で四国に行ったときも、視察先の皆さんが本当に逆に島根県さんから勉強させてもらっていますっていうことを結構言われまして、そういったことを誇りに思いますし、非常に頑張っておられるなっていうことを前提にしゃべらせていただきますけれども、私もいろいろ計画を見て、さっきの吉田委員と近いんですけど、割とちょっとこれ大丈夫なのかなっていうKPIの数字の設定とかも散見されるなっていうふうに思ってます。例えば企業立地の関係で、雇用者数が現状49人から、累計1,080人まで上げるとか、学校のトイレの洋式化が、これ私も議会質問させてもらっているのですが、予算がなくて進まない中、結構物すごい勢いで順調に、25ページですね、36%から令和8年、一気に83%に跳ね上がるとか、どういう根拠でこう、目標なので高いのは当然いいと思うんですけど、あまりにもこの2つは特に気になって、そこを根拠をそれぞれ知りたいのと、あと、ちょっと全体的に、これ後期のことを今はやってるわけですけど、前期の達成率って、当然新規のものがあるので測れないところがあると思うんですけど、実際このKPIっていうのは何割ぐらいが達成されたのか、全体的に目標値が高めに設定されてるのか、あるいは現実的に設定されてるのか、そこら辺の状況を全体的に伺えたらと思います。

○中村芳信委員長

小松原企業立地課長。

○小松原企業立地課長

先ほど、KPIの設定の数値の根拠ということでお伺いだったと思います。基本的にKPIの設定のほうにつきましては、過去の実績をベースにしまして、それから企業立地の例えば要件緩和であったり、あるいは誘致専門員という者が県外事務所のほうに配置して

いるんですけども、その増員などを見込みながら数値を確定しているということになります。

ただ、実態としては、年ごとのばらつきが非常に大きいところがありますので、毎年180名というようなことで設定しておりますけども、もうちょっと長い期間で見た場合、この1,080名というような数字になっているということでございます。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

私のほうからは、前期計画のK P Iがどういう状況であったかというところについてお答えをさせていただこうと思います。

前期計画のK P Iにつきましては、前回の本委員会のほうで御報告をさせていただいたんですけども、目標数を65ほど設定しておりますして、達成数としては23ということで、単純にそれを分母分子で割りますと、達成率としては35.4%ということで、ちょっと厳しい数字だなというふうに思っております。

全体的なK P Iの設定の考え方ですけども、これにつきましては先ほど説明したとおり、第2期島根創生計画の数字と整合を取って設定をさせていただいております。リンクしているというような状況ですので、進捗管理も創生計画のほうと連動しながら管理をしていくというような状況になっております。

○中村芳信委員長

土江教育連携推進課長。

○土江教育連携推進課長

教育連携推進課の土江でございます。

トイレの洋式化の数値目標につきましては、大変申し訳ございません、今、手持ちに分かる資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど報告をさせていただきたいと存じます。

○中村芳信委員長

原委員。

○原委員

またお願いしたいと思いますが、先ほどの私も創生計画との兼ね合いという御説明がありました、何かその、もちろん整合性は要るんだと思うんですが、何か非現実的なことをやっても意味がないっていうふうに思ってます、ちょっとうまく言えないんですけど、今3割達成ということで、これは私の感覚からしたら非常に低いという感覚があって、創生計画にそう書いてあるから、それと違う数字を書くっていうわけにはいかないという理屈は分かるんですけど、ただ、じゃあそれで3割がまた後期も3割なのかってなると、計画の意味がないと思ってます、整合性を守るがためにそこにがんじがらめになってる感じが、すごく強烈に感じます。

それは必ずしもそこにこだわらないといけないのか、あるいは違ったK P Iを設定するのか、あるいはそれを達成するためにさらなる施策推進を盛り込むのかとかですかね。ちょっと何ていうんですかね、実効性が本当にどのくらいあるのかなっていうのをちょっと今正直疑問に思ってしまうして、本当に達成できるんですかって県民の人に言われたとき

に、達成できます、少なくとも半分以上は達成できるように頑張りますって胸を張って言えるのかなっていうか、絵に描いた餅感が相当この計画からきてしまうので、そこをどう担保していくのかってということが本当はセットじゃないと、説得力のある計画にならないんじゃないかと思っています。

具体的にどうしたほうがいいっていうものを持ち合わせてないんですけど、結構これに限らずこういうことってあるじゃないですか。いろんな計画があって、それに合わせるから数字が独り歩きして、数字ありきでいろいろ何か重なっているっていうのをやっぱ感じますので、もっというと、広い議論でいうと、本当にこの過疎計画をぐんぐんぐんぐん上げていくことだけ追い求めればいいのかっていう議論もあるじゃないですか。一方で、スモールにしていくっていう発想の中で、スモールにしていくけど必ず集落は守るよっていう、さっきの吉田委員の話じゃないですけど、本当はそういう議論も必要なぐらい大テーマな話だと思うので、取りあえずつくって終わりっていう感じじゃなく、どうしたらいいのかっていうふうに思ってますので、すみません、具体的な意見がなくて私も大変恐縮なんですけども、それは意見としてお伝えしときたいというふうに思いました。もし何か答弁があれば、お願いします。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

原委員の御意見に対してお答えいたします。

過疎計画、法定の計画でございますので、こういった形で計画を立ててるんですけども、実を申しますと、全ての県ではありませんけれども、他県も同じような計画をつくっているところなんです。先ほど、他県から島根県を参考にとというようなことをおっしゃられましたけども、県内19市町村全てに過疎地域がございます、島根県の場合は。過疎先進県っていう言い方が適切かどうか分かりませんが、過疎の地域が非常に多い県であるという、それがゆえに創生計画とどうしてもKPIが一緒になってしまうと。地域が松江と出雲の中心部以外はもう過疎地域になりますので、そうすると、島根創生計画とほぼ一緒になってしまうということが否めないというような状況になっております。

松江市、出雲市の中心部だけを除いたKPIをとという思いもあるんですけども、そうすると、今、合併から20年たちまして、なかなか旧市町村単位で数字を取るものというのが少なくなっておりまして、ですので、創生計画とセットで進めていく事業が多いということもございますので、中山間計画、その他の計画と連携をしながら、過疎計画だけじゃなくて、ほかの計画も含めて一緒になってやっていかないといけないということもございますので、こういった設定の仕方をしております。

それと、もう一つ、他県と比べると、島根県はKPIの数が非常に多く設定してあります。ほかの県でいうと、基本目標だけ設定してるところもあるんですけども、島根県の場合はこういう項目ごとにKPIを設定して、計画にあえてのせているところからすると、決して計画をつくるだけじゃなくて、真剣に取り組んでいくという姿勢を示しているものというふうに思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○中村芳信委員長

森山委員。

○森山委員

私からは、今の原委員の問題意識と結構通ずるところがあるんですけども、目標設定の考え方について、これ私、地方創生・行財政改革調査特別委員会のときにもずっと申し上げてきて、島根創生計画が立ち上がってK P Iが設定されたという背景があって、それと今連動しているという御説明がありましたけども、この目標設定について、ぜひこれ、それぞれの部局や課によって、どういうふうな形で決定するかという考え方をどこまで共有しているのかについて、聞きたいなというふうに思っています。目標設定には、未来からの逆算で、島根県がこういう状況になりそうだから、このぐらいの目標を達成しなきゃいけないっていう逆算型と、今の現状としてこのぐらいができていいるから、5年後こんぐらいいきたいよねみたいな、フォアキャスティング型があると思います。目標設定は県の人のリソースやお金のリソースだったりとか、社会的な背景とか、様々なことを加味して目標設定していると思うんですけども、どちらかというとフォアキャスティング型のほうが目標達成しやすい。けれども、それって本当に過疎地域の持続的発展に資する目標になっているのかっていうことは、問わなきゃいけないと思います。逆に未来志向型は、目標達成が難しいということが起きやすいっていうのが、すごく難しい葛藤で、行政の皆さん、こうやって県議会議員から問われるっていうところで、達成ラインをどこら辺に置いて目標達成するかということで、すごく難しいと思います。そこら辺の認識が結構、課によってこれ、どちらを力点にして目標設定するかで、達成するかしないかって変わってくると思ってまして、それによって達成したからいいとか達成しなかったから悪いっていうのが何か純粹に測れない。さっき35%が達成されたっていう話がありましたけども、これがよかったのか悪かったのかって正直判断できないというか、何かそこら辺の考え方を、具体的には申し上げませんが、何かもう少しいけるんじゃないかなっていう目標もあれば、かなりストレッチ効いてるなっていう目標も散見されます。島根創生計画は始まっているので、今から修正するものも、もしあればそこは説明した上でぜひしていただければと思いますし、何かそこら辺の目標設定の考え方、この計画策定する上でもぜひ部局間で、また部局全体横断して考え方を共有してもらって、本当に適切な目標設定ができてくるのかということは全庁的に見直し、点検しながら、場合によっては修正をさせていただくということを全庁的にしていただきたいなと思ってますが、何か御意見があれば願います。

○中村芳信委員長

奥田中山間地域・離島振興課長。

○奥田中山間地域・離島振興課長

森山委員の御意見にお答えいたします。

これは過疎計画に限らず、最上位計画である島根創生計画をはじめとした県の様々な計画で設定されているK P Iに対する御意見と受け止めました。先ほどの社会的な背景とか、フォアキャスティング、あるいは逆算のというようないろんな考え方がございますけども、それぞれの計画で目標とするところ、そもそもの計画全体の基本目標みたいなのところもあるかと思いますが、個々のK P Iの設定につきましても、先ほど森山委員から御意見をいただきましたので、関係する部局と御意見を共有いたしまして、課題意識を持ちなが

ら設定をしていきたいというふうに考えております。

○中村芳信委員長

今岡政策企画局次長。

○今岡政策企画局次長

先ほど創生計画との整合ということで、この計画のK P I とのお話がございましたので、上位計画の創生計画でのK P I としての考え方を説明させていただきます。先ほどおっしゃられた、そもそも現状からの積み上げであるか、未来志向から戻って行って目標設定するか、どちらなのかというと、基本的には、現状からどうしていくかというのが現実には多くなっているかと思います。最上位計画のK P I としては、人口減少に打ち勝つということなので、人口減少対策をどうやっていくか、つまり合計特殊出生率であるとか、社会移動の均衡ということでもありますので、その大きい理念は変わらないと思っております。

それと、もう1点、全庁的に共有して部局任せにしないようにするという点についてご意見もあったと思います。政策企画局としても、K P I については、毎年度K P I を達成したら、目標をさらに修正をするということも必要ですし、政策企画局のほうでしっかりとK P I の状況を集め、政策企画局のほうから部局と会話させていただいて、例えばこういう形で修正できないかというような、議論をしておりますので、そういったことを続けながら、最終的な目標として人口減少に打ち勝つということを達成していくように進めていきたいと考えているところでございます。

○中村芳信委員長

森山委員。

○森山委員

御説明ありがとうございました。

これは私の考えですけども、どちらかっていうとフォアキャスト型のやっぱり目標設定が行政的に多いのかなというのを島根創生計画全体の計画通じて感じてまして、やっぱり島根県全体の未来考えたときに、将来どういうふうになるか、そこがやっぱり、そこに向けてのやっぱバックキャストというか、逆算、未来志向の目標設定のほうが、未来ある様々な政策展開、事業展開、知恵が出てくるんじゃないかなというのはすごく思っています。とはいえ、現実的なラインというのはあると思うんですけども、ぜひそういった考え方一つ一つ、認識を、政策のほうからになるかもしれませんが、発信してもらって、全庁的に目線がそろっていくような進め方、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

農林水産部長さんがもう替わられたんで、非常に理解ができてないから何度でも聞いていきますけど、7ページの産業の振興のところですね。この中で、真ん中のところに地域の営農維持に向けて云々、市町村の地域計画をベースにしたという文言が入ってますね、いいでしょうか。地域計画っていう言葉です、7ページ。あるでしょ。これ、今度就任した農林水産大臣は、地域計画は県や市町村が机上の議論でつくった、これ荒唐無稽なものだと言ってばっさりやってんですよね、就任直後に。御存じでしょ。新聞に出ていますよ、でかかど。記者会見で言ってますよ。こういうこの農林水産大臣がそもそも、今まで

つくって今年が期限でしたね、地域計画つくらせたのはいいんだけど、あんなもん机上の論理で当てになんないよってばっさり言ってるんですよね。ここへそういうものをそのまま載せて文言としていいのかどうなのか、一つ。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

すみません、その農林水産大臣の具体的な、その荒唐無稽という言い方をされたという発言は、具体的には認識はしていませんけども、国のほうで今言っていることとして私が捉えているのは、地域計画をつくったけれども、その中身がどうしても将来の農地集積に向けた具体的なビジョンまで描けずに、例えば現状の取組のものをそのまま10年後の姿として載せてしまっているというような事例が見られるので、そういうのは現状をそのままやったとしても、将来目指すべき姿としては中身が伴っていないといったような意味で、国は問題意識は持っています。それは県としても同じですので、実際に策定する地域の方々や市町村と連携しながら、いかに中身のある計画を策定していくのか。我が県でも既にそれぞれの地域で策定しましたが、やはりその内容の充実度というのは差があるので、それは県も市町村と一緒に支援していきたいと考えています。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

ここであなたに責めても酷だから、言わんけど、これ以上は。ただ、農林水産大臣が机上の空論と言ったのだから、ここにその地域計画を冒頭に、この過疎法の島根県の基本計画の中にそのままばっさり、今までの集めた、市町村が集めた地域計画をベースにして書いたら、これは間違えますわね。

ですから、国の意図するところをもう一度お酌み取りになって、そしてこの今、地域計画をベースにしたという文言が適切かどうかについては、ちょっといま一つ、何らかの文言を加えるとか修正をするとかいう必要があると私は思います。いいでしょうか、それで。分かりましたということであれば、もうこれ以上議論しません。反論があればどうぞ。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

修正の必要性を理解できなかったかもしれないので、一旦お答えさせていただきます。地域計画が100点満点でないという意味での御指摘であれば、そこはそのような面があるのは否定できないかもしれません。一方で、地域の農業構造、将来像をどうやって描いていくかというのは、一義的にはやはり地域ごとに判断していただかなくてはならず、県だったり行政だったり具体的に押しついたりということはできないので、ここに地域計画をベースにしたという書き方をさせていただきます。これではそれがうまく読み取れないということなのであれば、委員の問題意識を具体的に酌み取れていなかったかもしれませんが、計画の内容の充実については、引き続き県も市町村と一緒に連携してやってまいります。100点満点だから現状維持でいいんですみたいなことはなくて、そういうところは引き続き働きかけながら地域と一緒にやっていきたいという思いでございます。

○中村芳信委員長
成相委員。

○成相委員

地域計画は、地域の誰か主体的なリーダーを基にして農地集積を図り、そして効率的な農業をその地域で確立してくという計画づくりでしたね。それが実際は、そんなん上がってきてるけど、市町村はこんなの絵に描いた餅だよと言ってるわけですよ。で、今、部長が言われたような注釈なんか無し。それだから私は危うんで、ちょっとそれはここへ載せて大丈夫ですかと私が言ってるのはそこなんです。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

承知しました。今、私が口頭で申し上げたような内容をもう少し分かりやすくここに書き込む方向で、中で検討したいと思います。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

それから、基本的なことですけど、この冒頭に需要に応じた米生産を基本について書いてありますね。需要に応じた米生産っていうのは、今回の鈴木農林水産大臣以下の基本的な方向として、今度、食料農業の基本計画にも盛り込まれることになってるっていうことが伝えられてきてます。

それで、この需要に応じた米生産は、今までの県の説明、国の説明によれば、農家が自主的に全体の需要について勘案して、自ら生産を決めてもらうことになっていて、国も県も関わっておりませんっていうのがこれまでの何回もの答弁でした。いいですね。そうすると、この米生産、需要に応じた米生産は、その責任は農家にあるということです。いいですか。県や国ではないですよ。そういう農家任せのことを、米生産を基本にして、ここで産業の振興、つまり米の生産コストや収量、品質向上などのことについて云々ということ、これを県が責任持てますかということが、私が一番最初、大きな疑問として抱いていることです。見解を述べてください。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

お尋ねの趣旨は、誰が責任持っているのか、そして、県がここに書いている以上、どこまで責任負えるのかといったようなことだと受け止めましたが、米生産にかかわらず、あらゆる産業政策なりもそうだと思いますが、最終的な、責任という言葉が適当か分からないですけど、経営上の責任というのですかね、経営上のリターンを得たり損失得たりというのは、当然、最後は事業者がそれぞれ、経営の数字という意味では負うものだと思いますし、そして、じゃあ県はほったらかしで何もしないのかという意味では、そんなことはなくて、様々な支援というのをやっていくという意味で、それぞれ違う責任を事業者だったり行政だったり負っているのだと思います。

米の文脈でいいますと、生産量の判断、最終的には農家さんに判断していただくという

意味では、その判断の責任は農家さんに負っていただきますけども、県としても何もしないわけではなくて、国が様々出している需給の状況を、ダイレクトに個々の農家さんではないですけど、様々な機関であったり市町村を通じて届くようにはしているの、そういう意味でほったらかしではなくて、情報以外の面でもいろいろなサポートもしていますし、一緒になって米づくりを頑張っていくものだと認識しています。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

根本的にちょっと認識が私は違うんじゃないのって言いたいのは、一般の経済界と農業の特に米は違いますよ、根本的に国の関与は全然違う。私的経営に行うところの商工労働関係については融資が主で、補助的な事業っていうのは例外的な措置であって、農業の中でも米以外は自律的な経営を主にやっていると私は見てますけど、いろんな優遇措置はあるとしても、米だけはすごい補助金を使ってるということです。水田活用直接支払交付金の金額3,500億円ですよ。米の保管料500億円、100万トンで。そして今回、お米券4,000億ですよ。こんなお金を米だけに限って投入してる、お金を準備してる分野というのは、他の産業においてはありません。全然、違いますよ。ですから、米のことについて私も関心を持つし、がちゃがちゃ言いたくなるんです。ですから、その認識を持ってもらいたいということ。それから、今、米の生産調整については、あくまで農家の責任ですけれども、しかしそれ以外のところでは県は各団体などに声がけをして、それを守っていただけるような努力をしてまいりますとおっしゃいましたね。これは今までにない答弁ですね。はじめてですよ。そんなこと言われたことない。今まで一切やったことないって、今まで。そうですよ、今までみんなが聞いてますよ。今まで県は一切関わっておりませんと、農家が自主的にやっていただいております、それだけでしたよ。ということは、米の生産調整については県も深く関わっているということでもいいんでしょう。当たり前なことを認めないから私が延々と聞くようになるんです。どうでしょう。

○中村芳信委員長

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

2つお話あったかなと思います。

1つ目が米は特別だというようなお話だったかと思います。おっしゃるとおり米は、先ほどは産業的な側面から責任の話を説明しましたが、かといって、じゃあ全くほかのものと同じかっていうと全くそんなことはなくて、おっしゃるとおり米というのは、もともと食糧制度とかもあつたりしましたし、そういう経緯もあつて、あと農業生産の基本作物でもありますし、地域にとっても大事だし、消費者にとっては主食ということなので、そういう意味でいろいろな位置づけが異なるというのはおっしゃるとおりだったかと思いますが、一方で、お米券はお米のもですけど、米以外もそうですし、消費者の食品支援だと思います。消費者向けに対するものですし、米以外にもいろいろなものにも使えるということなので、あれが米の支援というのは少し違うのかなという印象を受けました。

2つ目のお尋ねは、生産調整に県が関わっているのかどうかということで、ちょっとまず事実関係ですけど、私、数字を県が下ろして守っていただけるようなということは言っ

ておりませんで、国から様々な情報が来ておりますので、そうした情報を判断していただくための参考の情報として、様々な関係団体、あるいは市町村通じて農業者の皆様が届くようにしているというのが事実でございます。生産調整というのは、これもほかとの比較になってしまうんですけども、野菜とかでも行われていますし、当然、野菜以外の普通の産業でも、需要、マーケットに応じて必要な量を生産していくというのは行われておりますし、そういう意味では農業者の方々あるいはそれを販売する販売事業者、そういう様々な関係事業者のそれぞれの判断の総体として、全体として生産調整が行われているものだという認識です。それに対して必要な情報を提供したりとか、そういうサポートをしているという意味では、支援だったり関わっているというのは事実でございます。

○中村芳信委員長

成相委員。

○成相委員

まあ、また質問の日に譲りますけど、今おっしゃった分の野菜とかは、収入保険や共済の保険で面倒見ますよ。だけど、米は転作、生産調整のための補助金をわざわざ準備するわけですよ。いいですか。米を作らせずにほかを作ってもらうような、膨大な金額を準備してるわけですよ。で、これを置いといたまま、いや、それはもう野菜においてもそういうものがありますって言ったら、それは全然違いますわ。

それともう一つ、今おっしゃった、あくまで責任は農家にありますとおっしゃいながら、片一方では生産調整がうまく進むように各団体方面へ、まあ数字は言わんと言われた、数字は言わんと言われたけども、そんなことはちょっと信じられませんか。じゃあ、何を基にして農家に需要と供給について、需要に見合った供給をしてもらうように話すんでしょうかという話になるんですよ。そんなこと各農家ができるわけないじゃありませんか。でしょ。もう一回そこをよく考えて、もうね、やめましょうや。私もう米の問題するの飽き飽きしたから、もうこの辺でお互いに認めるところは認めてですね、次のステップに議論を進めさせてもらいたいと思ってます。だから、もう今日はこれでやめますけど、ぜひそういうところを部内で、あなたがせっかくいらっしゃいましたから議論をリードしてください。すみません。

○中村芳信委員長

福井委員。

○福井委員

すみません、時間がないところで。今、成相委員が言われたことに関連ですけども、私、この7ページの産業の振興、このまんまの文面でいいというふうに思ってます。というのが、先ほどありました市町村の地域計画をベースにした、大臣は否定したって言われたけども、例えば、邑南町の場合、一例で挙げれば、ちゃんとその計画に沿って米も作ってる、それから新しい振興をやるっていう地区ごとの計画で、そのとおりにちゃんと進めてるわけですよ。それ以外の林業の部分とかでも我々の中山間地域の実際に私も山も持ってますし、米も作ってます。そういう生産者の立場からいきますと、ここに書いてあることは本当に的を射てると。大臣がどう発言されようと、島根県としては、また基礎自治体としては、真剣にその計画を考えてやっていますから、私はこの文面のまんまでいってほしいという御意見を言わせてください。以上でございます。

○中村芳信委員長

今の議論、福井委員もそういう意見に反対ありましようし、一度、これは素案ですから、また持ち帰って案をつくってきてください。またしっかり議論をして、部内でしてくださいませ。それじゃ、よろしいですね。

続きまして、ツキノワグマ対策について、農林水産部から説明をお願いします。

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

私からはツキノワグマ対策について、農林水産部からの説明をいたします。

農林水産部資料の1ページを御覧いただけますでしょうか。まず、1ポツ、熊の出没等の状況です。先に(2)の県内の状況ですが、昨年度、令和6年度は目撃件数、捕獲頭数とも非常に多い年でしたが、今年度は11月末時点で目撃件数は789件、捕獲頭数75頭と、目撃件数は昨年度の約半分、下に書いてある数字ですが、捕獲頭数は昨年度の半分以下となっております。

続きまして、(1)の全国の状況です。環境省の調べによるものでございます。10月までの出没件数は3万6,814件、これは公表されていない北海道を除いた数字で、このうち島根県は676件です。人身被害者数ですが11月までで、こちらは北海道を含めて全国で230人、うち島根県はゼロ人ですが、先ほど部長が申しあげましたように、今月4日に益田市において1件、1名の方の人身被害が発生したところです。死亡者数は11月までで、北海道を含めて全国13人、うち島根県ゼロ人となっております。

次に、2ポツ、今年度の県の対策実施状況です。今年度9月に改正鳥獣保護管理法が施行されまして、緊急銃猟制度、市町村による判断による緊急銃猟制度が開始されてるところですが、こちらにつきまして対応研修を実施しております。10月には益田市において国主催の研修会、11月には雲南市において県主催の研修会を実施し、その内容といたしましては、ツキノワグマが市街地に出没したということ想定いたしまして、こういった対策に関係する市町、県、警察、捕獲者の方が、そのような事案に対する緊急銃猟のそれぞれの役割分担でありますとか、交通規制であったり、いろいろな緊急銃猟の手順の確認など、対応手順について確認、意見交換を行いました。こうしたことが市町におけるマニュアル策定に生かされていくものと考えております。緊急銃猟対応マニュアルの策定状況ですけれども、11月に美郷町で、12月には飯南町において策定されたところです。他の市町におきましても早期の策定に向けて作業が進められております。

次に、3のクマ被害対策パッケージへの今後の対応です。資料は一度2ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは国の資料になります。11月14日に熊被害対策に関する関係閣僚会議において決定されたクマ被害対策パッケージの概要です。これにつきましては、北海道や東北地方をはじめとする今年度の熊による深刻な被害の状況を踏まえて、関係省庁連携による総合的な施策パッケージとして取りまとめられたものです。対応としては、左から緊急的に対応すること、真ん中に短期的に取り組むこと、右に中期的に取り組むことと分かれまして、いずれの取組も新規または対応策の強化を行うものとされております。その内容として、緊急的対応としては、警察によるライフル銃を使用した熊の駆除などが、短期的に取り組むこととしては、捕獲強化等に必要な人件費でありますとか、熊の出没を防ぐための緩衝帯の整備、誘引物撤去等に対する支援、中期的に取り組むこと

としては、熊の個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けた国のガイドライン改定等が上げられています。

ここで資料をもう一度、1ページに戻っていただけますでしょうか。このクマ被害対策パッケージに対する今後の県の対応でございます。今後示されていきます国の制度や予算の詳細を注視して、以下の項目について実施、または検討をしていく考えです。対策といたしましては、(1)から4つの区分で、捕獲の対策(1)としては、緊急的な捕獲としては緊急銃猟制度というものがございますが、引き続きこちらの制度の理解を促進し、市町の緊急銃猟対応マニュアルを策定をしております。②としては捕獲者の確保・育成です。自治体における専門人材でありますとか、専門の事業者、捕獲技術者の確保・育成方法を検討しております。(2)として出没防止対策です。放任果樹、柿や栗などの誘引物の除去や電気柵等の設置等の実施箇所を市町と連携し、増加、拡大しております。

なお、先ほど2の今年度の対策実施状況の(2)に放任果樹の誘引物の除去を上げているところですが、今年度は益田市内、吉賀町内で柿等の放任果樹等の誘引物の除去を予定しております。益田につきましては令和5年度から、吉賀町につきましては令和6年度からはじめているところでありまして、令和6年度には雲南市内や浜田市内でも実施しております。

戻りまして、3ポツの(3)被害防止対策ですけれども、引き続き県民の皆様への注意喚起を継続していくことや、ICTなどを活用した出没状況の提供なども検討してまいりたいと考えております。(4)として個体数の管理です。島根県は、広島県、山口県と共に3県合同で西中国地域個体群という熊の扱いになっておりまして、こちらについて3県で保護管理を行っております。その生息状況につきましては、今年度調査しているところでありまして、年度内に取りまとめの予定となっております。この調査結果を踏まえまして、また、今後国から示されるガイドラインの改定に沿って、県の次期第2種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画、令和9年度から令和13年度の計画になりますが、こちらにおける個体数調整の方向性について、広島、山口と3県で検討してまいります。

農林水産部からの説明は以上です。

○中村芳信委員長

ただいま説明がありました。何かこれについて。

岸委員。

○岸委員

ツキノワグマ対策につきましては、今回の一般質問でもやらせていただきましたが、今回、クマ被害対策パッケージっていうのが示されております。予算総額は34億円、そして交付金事業で28億円というふうに認識してありますが、緊急的に対応するのと短期的に取り組むこと、そして中期的に取り組むことというふうにあります。この中でも今は島根県のほうは被害少なくて、今年はまだ東北、北海道に比べればよかったですけれども、いつそういう状況にもなりかねないということもありますので、できるだけ対策を打っていただきたいというのがあるんですが、島根県の場合は、あのようにして狩猟免許者のほうもかなり増えてきておりますが、ただ、その内訳からいうとわな猟が多くて、銃器猟のほうは減ってきていると思うんです。緊急銃猟もそうなんですけれども、捕獲して駆除をする際、島根県の現状として、島根県東西長いので、いろんな地域にそういった猟友会

中心にハンターというか、駆除をされる方がそれなりの人数いなきゃいけないと思うんですよね。その辺のところは、高齢化率とかも踏まえながら、現状どうなっているのかということと、短期的に、中期的に取り組むことの中に、ガバメントハンターというのが示されていますけども、これ今、まだ検討中なのかもしれませんけども、なかなかちょっとぴんとこないんですね、私は。島根県職員の中で鳥獣専門員17名、たしかいらっしゃると思うので、県の場合は、その方々といっても、結構ライフルの免許を持つのは10年ぐらい散弾銃所持経験がないと取れないということもあるし、なかなか県で専門職員の中でそういった人を配置するというよりは、いろんなこと書いてありますが、警察OBとか自衛隊OB、そういう方々を活用していったほうが現実的ではないのかなというふうに私は思います。そこで、そういった警察、今日は来ていらっしゃらないと思うんですけど、警察との連携というか、今後どのようなふうな対策を打っていくのか、どのようなふうな対応をしていくのかということ、その辺の話合いなんかの協議も含めて必要じゃないかというふうに思っています。

質問としては、現状の島根県内の駆除する際の猟友会等のハンターの数が足りているのか、将来的にどうなのかということと、ガバメントハンターの育成に関わる問題と、あるいは警察、自衛隊との連携、これを現状でどのように考えてらっしゃるのかということ、そこをちょっとお聞きしたいです。2点です。

○中村芳信委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

1点目の捕獲者のことですが、第1種銃猟免許の所持者数は令和6年度末で917名、全県でいらっしゃいます。この中でこれまで対応してきたところですが、今後、ツキノワグマの緊急銃猟なども実施されていくことが想定される中で、捕獲者をいかに確保・育成していくかということで課題としては認識しております。県では狩猟免許試験を年13回実施しておりますし、また、新たに免許を取得された方に対する新人捕獲者研修なども令和6年度から実施して、この中では、わな猟とともに銃猟の免許を取られた方に実践的な練習、講師もつけたところで、捕獲者の確保・育成等を図っているところであります。

ガバメントハンターにつきましては、先ほど岸委員からもありましたように、ガバメントハンターとしての役割として国が考えていると思われるところには、一つには確かに捕獲者、実際に銃を撃つという役割もあると思いますけども、やはり行政に置くという意味は、鳥獣対策全般にも関わる、そういった知見を持った職員が必要であろうかという考えではないかと思っているところであります。その点でいいますと、委員御指摘ありましたように、島根県においては、他県からもかなり先駆けてではありますけども、鳥獣専門の職員を配置して、クマの現場対応を市町、または警察と共に、また捕獲者の皆様の、猟友会などのハンターの皆さんの御協力をいただいて、これまで対応してきてるところであります。

警察との連携の御質問でありますけども、年のはじめには各地域の事務所において、警察なども交えて、市町と共に出沒時の対応の連携について、毎年会議などを行って図っているところであります。また、鳥獣対策室としても県警とも順次意見交換をしながら、

警察との連携を図っているところであります。警察OBとか自衛隊のOBの活用につきましては、まだ具体的な話としては出ておらないところでございます。以上です。

○中村芳信委員長

岸委員。

○岸委員

ありがとうございます。警察OB、自衛隊OBとの話合いも今後順次進めていって、将来的なこともあるので、今どうのこうのっていうわけではないかもしれませんが、その対応をきっちり図っていただきたいというふうに思います。

それと、まだ示されていないかもしれませんが、今回の対策で緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、これ、補正予算が組まれるというふうに思っていますので、必要なときにきっちりとその予算対応を県として行っていただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○中村芳信委員長

森山委員。

○森山委員

すみません、1点だけ。県民の方からの相談を受けてのことです。捕獲は今まで県が権限を持って市町村と連携しながら進めてきていますが、緊急銃猟になると市町村の権限になるということで、この制度の違いの中で、現場では、捕獲と緊急銃猟が連続的に起きています。どう制度の壁を乗り越えていくのかということは今、市町村と県で話し合っておられるというふうに思っているんですけども、この緊急銃猟に関しては市町村の権限という中で、県が関わる上では何か覚書が必要になるかもみたいな議論がされており、それだと対応が遅れたり、現場の職員や猟友会の皆さんの疲弊が進んでいくみたいな懸念があると伺っています。その辺りちょっと私、この制度だったりとか現場の実感みたいなところの解像度があんまり高くないんですけども、そういった声が上がっているところも、制度の壁をしっかりと乗り越えていってもらって、スムーズな対応で、住民の方々の安全の確保をしていただくということが一番というふうに思うんですけども、この考え方について改めて伺わせてください。

○中村芳信委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

県の緊急銃猟と現在の捕獲体制における県の役割というところでの御質問だったと思います。

先ほどお話ししましたように、現在でも出動時には県、それから市町、地元の警察と、それから猟友会などハンターの方が連携して出動して対応に当たってきております。こちらにつきましてのこの初動対応については、緊急銃猟制度がはじまっても変わるものではないと考えております。

そして緊急銃猟につきましては、手順の確認というのが非常に慎重になされることになっておりまして、特に安全の確保というところで、住民に被害が及ばないかというところを最優先にしながら、有効な捕獲の方法として緊急銃猟が選択される。そこは市町村長の判断によるものではあります。先ほど申した現場におります県の職員、それから警察の

職員、それから実際に銃の扱いに慣れておられるハンターさんが自らの銃の性能なども踏まえて、現場でよく話をして、実際にどのような選択を取るのが最善かということで、緊急銃猟であったり、あるいは要件を満たさないから緊急銃猟は行えない、ではほかの捕獲という対応をいかにしていくかということがなされていくものと考えております。

こうしたこともありますので、先ほど御紹介しましたように、対応する研修で手順を確認したところでありまして、ここでケースなども事例として出してきていますので、こういった研修も踏まえながら、また市町、県と実際に話をしながらやっていけたらと思っております。何でありましても、やはりその都度その都度、丁寧な現場での対応、話し合い、確認は必要だと思っております。以上です。

○中村芳信委員長

土江教育連携推進課長。

○土江教育連携推進課長

先ほど原委員から、過疎地域持続的発展計画の素案の25ページの目標数値について御質問いただいております。

校舎トイレの洋式化率75%を達成した学校の割合につきまして、現状36.2%であるが令和9年度には100%を達成する目標となっていて、これは実現可能な目標なのかというご質問だったと思います。これにつきましては、整備計画を立て令和5年度から9年度にかけて集中的に整備をすることにしておりまして、実際に今年度末でありましたら、目標値の67.6%を達成する見込みでございます。令和9年度までの計画でございますので、令和9年度には100%を達成する計画としてございます。以上です。

○中村芳信委員長

よろしいですね。以上、報告事項を終了いたしますけれども、この際、関連することで何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

いいですね。

ないようでありましたら、以上で所管事項の調査を終わります。

執行部の皆様には、御退席をいただいて結構です。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○中村芳信委員長

それでは、委員間協議に入ります。

今年度の实地調査については、県外調査のみといたします。来年度については、5月頃に県外の实地調査を実施したいと考えておりますけれども、御意見等がございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

それでは、そのつもりで進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

日程につきましては、皆様の都合を伺うために、年が明けてから日程調査票をお配りしますので、よろしくお願いたします。日程調整及び調査先の行程等につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、そのようにいたします。今後、行程等が決まり次第御連絡をいたします。

次回の委員会は、2月定例会中に開催をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

本日予定しております議題は以上ですが、この際、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○中村芳信委員長

以上で中山間地域・離島振興特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。